

レンタル商品契約書

貸主 RIG 株式会社（以下甲と称す）と借主 _____（以下乙と称す）は、甲所有のレンタル商品を乙へ貸し出すことについて次のとおり契約を締結する。

第1条（レンタル商品及び料金・損失金）

甲は乙に対し、別紙のレンタル商品を別紙記載の料金を貸し出すものとする。

第2条（レンタル商品の設置場所）

1 乙は、別紙記載の設置場所から、商品を移動する場合は、甲の承諾なしで、移動してはならない。

第3条（利用者）

1 レンタル商品の利用者は、下記の者とする。

借主本人 _____

借主以外の者（氏名） _____

2 乙は、レンタル商品を、上記の者以外に使用させてはならない。

第4条（レンタル期間）

1 別紙記載の期限で甲は貸出致します。乙が期限内に返却の場合は1週間前に申しでること。

第5条（レンタル料金の支払い方法）

1 レンタル料金の支払いは全額を前払とし乙は振込・カード決済・代引きを選択して支払いをする。

2 レンタル金額が4万円以上とレンタル期間が1年以上の場合は分割支払いを可能とする。分割支払いの場合は、乙は毎月8日に翌月分の口座引き落としとする。

口座引き落としの場合は、別紙に記入の上、申込手数料を、別途1万円と2ヶ月分を、現金にて事前に支払うものとする。

第6条（レンタル商品の納品）

1 甲は、納品日に指定設置場所へレンタル商品を納品する。

2 乙は、レンタル商品の納品の際に、本人又はその指定する者が立ち会わなければならない。

3 甲は、レンタル商品の納入後速やかに、乙又は乙の指定する者の立会いのもとにレンタル商品の動作確認を行う。レンタル商品の動作が正常でない場合、甲は、速やかに修理するかもしくは代替品の納品を行う。

第7条（レンタル商品の使用管理責任）

1 乙は、善良な管理者としての注意義務をもってレンタル商品の使用・管理を行わなければならない。また、乙は、商品本来の用法、能力に従ってこれを使用しなければならない。

2 乙は、レンタル商品の付属部品、その他付属品についても紛失しないように保存し、契約終了時に甲に返還しなければならない。

3 レンタル商品の使用・管理について、乙に責任がある事由によって乙または第三者に損害が生じた場合には、乙の責任においてこれを処理するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

第8条（乙の連絡義務）

乙は下記について必ず甲の下記連絡先に連絡をしなければならない。

- ・レンタル商品の延長利用を希望する場合
- ・商品に構造上の欠陥がある場合
- ・盗難、紛失があった場合
- ・レンタル商品の破損・滅失その他校用の喪失がある場合
- ・氏名、商号、住所、連絡先電話番号に変更があった場合
- ・第三者が、差し押さえ、仮差し押さえ、または権利主張をする恐れがある場合

連絡先 RIG 株式会社 レンタル事業部 電話 052-775-1882

第9条【乙に責任がある事由によるレンタル商品の破損・滅失等】

1 乙は、乙、利用者、同居人または来宅者の故意・過失、その他乙に責任がある事由（盗難・火災を含む）により、レンタル商品を故障・破損したときは、速やかに甲に修理代金を支払わなければならない。

また、レンタル商品が滅失或いはその効用を喪失した場合は、レンタル期間満了までのレンタル料金に加え、別紙に定める約定損失金を、甲に支払わなければならない。

2 第1項の場合において甲が保険給付を受けた場合、給付を受けた限度で賠償金の請求はしない。

第10条【レンタル商品の破損・滅失・盗難等】

1 甲は、レンタル期間中にレンタル商品が、乙の責任でない事由により故障・破損・滅失した場合、乙からの連絡後すみやかに修理するかもしくは代替品の納品を行う。

2 乙は、レンタル商品が盗難・火災により使用不能となった場合には、甲に対し盗難届または被災証明を提示しなければならない。

第11条【第三者への転貸の禁止等】

乙は、甲の書面による承諾なく、レンタル商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入れ、転貸、占有、移転等の処分をしたりすることはできない。また、乙は、レンタル商品の改造、改装をすることができない。

第12条【消耗品費用負担】

レンタル期間中においてレンタル商品の維持・使用・管理にかかる消耗品（照明器具の蛍光灯、電気製品の電池、掃除機の紙パックなど）の費用は、乙の負担とする。

第13条【契約の解除】

甲は、乙が次の各号の一つに該当したときは、催告をせずに直ちに契約を解除することができる。

- 1 レンタル料金の支払いを1回でも怠ったとき
- 2 仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生等の申立を受けたとき
- 3 本契約の各条項の一に違反した場合

第14条【レンタル期間の延長】

1 乙は、レンタル期間の延長を希望する場合、レンタル期間満了の2週間前までに、書面により延長の申出をするものとし、これに対する甲の承諾により、レンタル期間が延長される。

2 延長料金は、第1条のレンタル料金に準じた額とし、延長する期間に応じて甲が算出した料金を乙が負担するものとする。

第15条【納品日までの解約】

1 乙は、第4条の納品日の3日前まで、費用の負担なく本契約を解約することができる。

2 乙は、第4条の納品日の2日前から納品日当日（但し、納品前）まで、下記のカンセル料を支払って本契約を解約できる。

- ①納品日の2日前から前日まで 1ヶ月分のレンタル料金の50%
- ②納品日当日 1ヶ月分のレンタル料金の100%

第16条【レンタル期間中の途中解約】

1 乙は、レンタル期間中、次項に定める解約金を支払うことにより、契約を途中解約することができる。

2 契約延長後の途中解約に関しても、乙は第1項と同等の条件によって契約を途中解約することができる。

第17条【レンタル商品の返却】

1 乙は、第4条で定めたレンタル期間の満了日に、甲にレンタル商品（取扱説明書その他付属品を含む）を返却する。

2 乙は、契約の解除・途中解約により契約が終了した場合、甲に対し、直ちにレンタル商品を返却しなければならない。

3 レンタル商品の返却は、第3条で定めたレンタル期間の満了日に、甲が第2条の設置場所に行き、乙が甲にレンタル商品を引き渡す方法により行う。

4 乙は、レンタル商品の返却の際、本人又はその指定する者が立ち会わなければならない。

5 返却に係る引取費用は甲の負担とする。但し、引取予定日に乙が不在である等、乙に責任がある事由により再度の引取を要することとなった場合、2回目以降の引取費用は乙の負担とする。

6 乙は、契約終了後もレンタル商品を返却しない場合、甲に対し、使用相当損害金として、契約終了から返却までの期間、第1条のレンタル料金の1.2倍の金員を支払わなければならない。

7 甲は、契約終了後、相当の期間を定めて催告をしてもその期間内に乙がレンタル商品を返却しない場合、前項の使用相当損害金に加え、レンタル商品の代価を請求できる。

第18条【特約事項】

本契約の特約は下記のとおりとする。

この契約の締結を証するために、本証書2通を作成し、甲乙各1通保有する。

平成 年 月 日

貸主（甲）住所 名古屋市守山区天子田 3-1509

氏名 RIG 株式会社 ①

TEL 052-799-6810

借主（乙）住所

氏名 ②

TEL - -